

令和元年 10 月 1 日スタート
幼児教育・保育無償化にかかる
ご利用者の手引き

〔新制度未移行幼稚園用〕

各種様式は、幼稚園が所在する市町村の様式等を使用する場合があります。
また、事務を効率化するため、幼稚園が所在市の定めるルールに従って
事務手続きをする場合もありますので、ご承知おきください

令和元年 10 月

習志野市 こども部 こども保育課

※今後、国からの通知等により、変更になる可能性があります。

始めに（無償化の概要）

令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化は満 3 歳児～5 歳児クラスまで月々の利用料が無償化されるとともに、下記に該当する場合は、入園料、預かり保育料、給食費（食材料費）の一部が無償化されました。

費用項目	無償化の内容	対象者
利用料	月 25,700 円まで無償	満 3 歳児～5 歳児クラス ＝全ての子ども
入園料	利用料が月 25,700 円に満たない場合、入園年度は差額分を無償化（減額）	
預かり保育料	月 11,300 円まで無償 （新 3 号 16,300 円）	保育が必要な子ども （新 2 号・新 3 号認定）
給食費（食材料費）	ごはん等主食 1 食 35 円まで無償 おかず等副食 月 4,500 円まで無償	年収 360 万円未満世帯 若しくは第 3 子以降
その他実費負担分	これまで通り実費負担 （無償化対象外）	—

この幼児教育・保育の無償化の対象になる前提として、給付認定を受ける必要があります。

保育が必要な子ども：新 2 号認定・新 3 号認定

その他の子ども：新 1 号認定

1. 利用料について

利用料については、月上限 25,700 円まで無償化されました。

幼稚園が定める利用料が 25,700 円までの範囲内であれば全て無償化されました。

この利用料分は、市から幼稚園へお支払いしているため、利用料 25,700 円分を幼稚園は各保護者から徴収しないことになります。

月利用料が 25,700 円に満たない場合

上限額 25,700 円と利用料の差額分については、入園料が発生している年度については、入園料を月々に換算します。

例：入園料 100,000 円

利用料（月）22,000 円・・・上限額との差 3,700 円

月 3,700 円分は入園料分を無償化の対象とします。

令和元年度：3,700 円×6 月分を幼稚園から、保護者へお支払いします（方法は任意）

令和2年度以降：①入園料を減額します。

（100,000 円－3,700 円×12 月＝入園料 55,600 円）

②入園料はこれまで通り 100,000 円

後日、3,700 円×12 月＝44,400 円を幼稚園から保護者へ

支払います。（お支払方法は幼稚園の任意）

※①若しくは②を幼稚園が選択します。

月利用料が 25,700 円を超える場合

を超える分については、保護者負担となります。

例：利用料 26,000 円

保護者は 300 円を幼稚園へお支払いします。

※途中で退園した場合等、在園日数が 1 月を満たさない場合、市から幼稚園に給付する額は、その月の在籍日数に応じた日割り額となります。そのため園が定める月額保育料との差額分を幼稚園から保護者へ請求する場合があります。

2. 預かり保育料について

対象者

預かり保育については、保育が必要とされる給付認定（新 2 号認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、昼間を原則として、**月 64 時間以上の就労など、保育にあたれない要件（①～⑧）**が必要です。

この要件は、これまで、保育所・こども園（長時間児）の支給認定要件と同様です。

◇認定要件

事由	
①就労	家庭内外を問わず、日中仕事をしているため、月 64 時間以上、児童の保育にあたれない。
②出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。(出産予定月の前々月から出産後 57 日目の月末までが、対象となります)
③疾病又は障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④同居親族の介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、その介護のために児童の保育にあたれない。
⑤被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥求職中	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定後、60 日以内に就労を開始することが条件となります)
⑦就学	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。(通学にて月 64 時間以上を満たしていることが条件となります)
⑧育児休業	母親が下の児童の育児のため、上の児童の保育にあたれない。

補助額

保育が必要な子どもの新 2 号 (3 歳児クラス～5 歳児クラス)、新 3 号 (満 3 歳児クラスで市区町村民税非課税世帯) 認定者は、月額 11,300 円まで (新 3 号は 16,300 円まで) 無償化されます。

こちらは、単純に 11,300 円まで無償化されるのではなく、以下を比較して小さい額が無償化の対象となります。

—例—

区分	単価	利用日数	計	補足
国の設定単価	450 円/日	15 日	①6,750 円	
園の設定単価 (例: 1 日 600 円)	600 円/日	15 日	②9,000 円	実際支払った額

①と②を比較して小さい額が無償化の対象となります。無償化の対象は①6,750 円
→1 日あたりの利用額が 450 円を超えると、無償化の対象額は 1 日 450 円となります。
注意: 預かりにかかるおやつ代は無償化の対象外になります。

請求時期

預かり保育料をこれまで通り、お支払していただいた後、3か月分まとめて、幼稚園経由で市へ申請します。

- ①10月～12月分 1月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ②1月～3月分 4月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ③4月～6月分 7月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ④7月～9月分 10月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）

手続き

請求をする3か月に1回、以下の手続きが必要になります。

【手続き手順】

①幼稚園から、「施設等利用費請求書（参考様式その5）」と「領収証兼提供証明書」が配布されます。

※「領収証兼提供証明書」は原則月ごとに発行するものです。預かり保育分を請求する方（新2号認定・新3号認定の方）は紛失しないようご注意ください。

なお、事務負担の軽減や、保護者の紛失を防ぐため、幼稚園の判断により、3か月ごとにまとめて配布する場合があります。

認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等が発行する「領収証兼提供証明書」（ファミリー・サポート・センターは援助活動報告書）を3か月分をそろえてください。

※認可外保育施設等とは

- ・・・認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育、病児保育、
ファミリー・サポート・センターなど

↓

②幼稚園へ必要書類を提出します。

○「施設等利用費請求書（参考様式その5）」

見本を参照し、必要事項を記入してください。

○領収証兼提供証明書原本（幼稚園から写しが配布されている場合は提出不要です）

※認可外保育施設等を利用している場合、

認可外保育施設等が発行する「領収証兼提供証明書」原本

（ファミリー・サポート・センターの場合は「援助活動報告書」原本）

○預金通帳の写し（支店名と口座番号がわかるページを初回・変更時のみ提出）

↓

③市で確認後、指定口座へお振込みいたします。

(請求に基づいてお支払いするため、振込にかかるご案内通知はございません。

申請書類の不備・不足等がある場合、対象とならない場合、ご連絡します)

3. 食材料費の補助(補足給付)について

食材料費については、以下に該当する場合は補助(補足給付)があります。3か月ごとに市へ請求します。

対象者

下記(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合は対象になります。

要件:(1)年収360万円未満世帯

・・・市民税所得割額が77,100円以下の世帯となります。

要件:(2)第3子以降子ども

・・・小学3年生以下の子どもの人数を数えます。

要件:(3)市町村民税を課されない者に準ずる者

①市町村の条例により市町村民税を免除された者

②未婚の父母であることから、市町村民税の課税対象とならない者

③生活保護法による被保護者と児童福祉法上の里親

補助額

給食食材料費について、以下の額が補助されます。なお、給食にかかる人件費・光熱水費等は補助の対象になりません。

(1)主食(ごはん・パン・麺)

1食35円/円(上限)×給食利用日数(給食費支払い日数)

主食については、市独自の補助となりますので、習志野市民のお子さんだけに

適用されます。途中で市外に転出した場合は補助対象ではなくなりますので、

ご注意ください。

(2) 副食費（おかず、飲み物等）

1月 4,500円（上限）

上記は補助上限額のため、実際にお支払した額が上限額に満たない場合は、お支払額を補助することになります。

請求時期

給食費をこれまで通り、お支払していただいた後、3か月分まとめて、幼稚園経由で市へ申請します。

- ①10月～12月分 1月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ②1月～3月分 4月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ③4月～6月分 7月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）
- ④7月～9月分 10月申請（提出期限は幼稚園からご連絡します）

手続き

請求をする3か月に1回、以下の手続きが必要になります。

（2回目以降は、園の判断により①の省略は可）

【手続き手順】

①幼稚園では、各世帯の所得状況を把握できないため、対象者がわかりません。そのため要件に該当すると思われる場合、幼稚園へ「給食食材料費に係る領収証発行依頼書（参考様式その9-2）」を提出してください。

↓

②幼稚園から、「領収証」と「習志野市食材料費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（第1号様式）」が配布されます。

※領収証は、主食食材料費（ごはん・パン・麺）と副食食材料費（おかず・飲み物等）の内訳がわかるもの

↓

③幼稚園へ必要書類を提出します。

○「習志野市食材料費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書（第1号様式）」
見本を参照し、必要事項を記入してください。

○領収証

○預金通帳の写し

支店名と口座番号がわかるページを初回と変更時のみ提出してください。

○税金の書類

4) 税金の書類… 平成31年1月1日時点で習志野市外に住民票があった世帯のみ
いずれかを提出してください。

添付する税金の書類		説明
会社等の勤務者で給与から市民税を引かれている人	平成31年度市民税・県民税 特別徴収税額通知書	※6月中旬ごろ会社から渡されています。
自営業等申告により市民税を納めている人	平成31年度市民税・県民税 納税通知書 (市民税・県民税算出明細書)	※6月中旬ごろ市(区)町村役所から送付されています。
ア・イ以外の人 (または、ア・イの書類を紛失した場合)	平成31年度市民税・県民税 課税証明書	※平成31年1月1日現在の住所地であった市(区)町村役所から取り寄せてください。 ※市民税所得割額が記載されている書類が必要です。
市民税が非課税の人	平成31年度市民税・県民税 非課税通知書 (または、生活保護受給証明書)	※「非課税通知書」は6月中旬頃、市(区)町村役所から送付されます。(市民税課や税務署に非課税の申告を行った方に限ります。) ※紛失した場合は、平成31年1月1日現在の住所地であった市(区)町村役所から取り寄せてください。 ※「生活保護受給証明書」は、市役所の生活相談課で発行してもらってください。
平成30年中、外国で所得があった人	平成30年1月1日～12月31日までの収入がわかる書類 (給与証明書等)	※勤務先から取り寄せてください。 ※所得総額(国内及び国外で得た所得及び控除額等)を証明できる書類を発行してもらってください。

↓

④市で確認後、指定口座へお振込みいたします。

(請求に基づいてお支払いするため、振込にかかるご案内通知はございません。

申請書類の不備・不足等がある場合、対象とならない場合、ご連絡します)

4. その他費用について

幼稚園にお支払いいただいている実費負担分（例：新入園用品代、バス遠足代、行事代、習い事代等）は、これまで通り実費負担となります。負担額は幼稚園ごとに異なります。